

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 日光市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道（水道事業）		
事業開始年月日	昭和17年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	日光市	職員数（H24. 4. 1現在）	20人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	83（H21年度）	財政力指数	0.697（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	92.9（H21年度）	実質公債費比率（％）	11.8（H22年度）
		将来負担比率（％）	81.9（H21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 該当なし
〔合併期日：平成18年3月20日 合併前市町村：今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村〕 今市市の企業会計（上水）、日光市の企業会計（上水・簡水を一の会計）、藤原町の企業会計（上水・簡水を一の会計）、足尾町の特別会計（簡水）、栗山村の特別会計（簡水）を新「日光市」の企業会計（上水・簡水を一の会計）に統合した。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示があったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	第2期日光市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成27年度
計画策定責任者	日光市長 斎藤 文夫
既存計画との関係	日光市行政改革プラン（平成24年度～平成27年度）
公表の方法等	議会に説明、広報、ホームページに掲載
基本方針	日光市総合計画後期基本計画及び日光市水道ビジョンに定める水道事業の将来像の実現のため、健全な経営基盤を確立すべく目標を設定し、その達成に向けた施策を明らかにした計画の策定

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	491,914.5			491,914.5
	補償金免除額	127,179.6			127,179.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。))。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業(上水道事業)	491,914.5			491,914.5
合 計 (A)		491,914.5			491,914.5
分 (※ 一般 会計 負担 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		491,914.5			491,914.5

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
分 (※ 一般 会計 負担 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
分 (※ 一般 会計 負担 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	当市は観光地であるため、ホテル、旅館等が多く、給水収益が景気の影響に左右されやすい。 平成23年度は、東日本大震災における原子力発電所の放射能汚染による風評被害により観光客が減少し、給水収益は昨年度より約1億5千万円の減収となった。観光客は増加傾向にあるが、まだ例年より少なく、今後の給水収益への影響が懸念される。
経 営 課 題	課 題 ① 職員数の削減による人件費抑制 日光市では、類似団体と比較し400人程度の職員数の超過という大きな課題解決のために「日光市職員定員適正化計画」を策定した。 改訂版を平成23年10月に策定し、水道事業としてもこの適正化計画に基づき、平成27年度まで職員数を23人で維持するとしていたが、平成24年4月に水道事務所の統廃合を行い、職員数を20人に削減した。 また、職員の給与も国家公務員の状況を基本とし、市民の理解が得られる給料表の設定をはじめ、適正な制度を構築する。
	課 題 ② 料金体系の統一 合併前の旧市町村の区域ごとに異なる料金体系のままであったため、平成23年4月に料金体系の統一を図った。 他市に比べ、未収金回転率が低いため今後、未収金の回収を強化する必要がある。
	課 題 ③ 公営企業債の圧縮 平成23年度末での水道事業債残高は11,521百万円と県内各市（宇都宮市を除く）の状況と比較して多額である。これは毎年の支払利息に影響し、経営の健全化に影響を及ぼしている。建設改良事業について企業債の発行を抑え企業債残高の圧縮に努める。
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間の経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)
(1) 収益的収支、資本的収支

区分		年度	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画前年度) (決算見込)	平成25年度 (計画前2年度)	平成26年度 (計画前3年度)	平成27年度 (計画前4年度)	平成28年度 (計画前5年度)
収益	1. 営業	収益 (A)	2,167	2,079	2,090	2,159	2,014	2,109	2,093	2,083	2,073	2,063
	(1) 料	収入	2,083	2,000	2,013	2,093	1,946	2,043	2,033	2,023	2,013	2,003
	(2) 受	工事										
	(3) そ	他										
	2. 営業	外	84	79	77	66	68	66	60	60	60	60
	(1) 補	益	45	38	33	36	38	46	35	35	35	37
	他	金	42	32	28	29	29	30	28	28	28	30
	他会	計補	42	32	28	29	29	30	28	28	28	30
	その他	補助										
	(2) そ	の	3	6	5	7	9	16	7	7	7	7
収益	収入	計 (C)	2,212	2,117	2,123	2,195	2,052	2,155	2,128	2,118	2,108	2,100
	1. 営業	費用	1,736	1,730	1,697	1,718	1,747	1,846	1,836	1,845	1,857	1,847
	(1) 職	給	214	200	189	185	173	164	160	160	160	160
	基	本	124	115	108	106	98	87	85	85	85	85
	退	職										
	そ	の	90	85	81	79	75	77	75	75	75	75
	(2) 経	費	635	649	620	643	674	754	740	740	740	730
	動	力	89	95	79	83	90	95	95	95	95	95
	修	繕	138	124	125	142	160	184	190	190	190	185
	材	料	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
支出	その他	他	407	429	415	417	423	474	454	454	454	449
	(3) 減	価	887	881	888	890	900	928	936	945	957	957
	2. 営業	費用	382	325	303	295	276	264	223	216	211	205
	(1) 支	払	382	325	303	295	276	263	222	215	210	204
	(2) そ	の						1	1	1	1	1
	支	出	2,118	2,055	2,000	2,013	2,023	2,110	2,059	2,061	2,068	2,052
	常	損	94	62	123	182	29	45	69	57	40	48
	別	利										
	特	別	9	10	1	1	1	14	10	10	10	10
	損	失 (G)	-9	-10	-1	-1	-1	-14	-10	-10	-10	-10
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	益 (F)-(G) (H)	85	52	122	181	28	31	59	47	30	38
	流動	資産	85	52	122	181	28	31	59	47	30	38
	うち未収入金	資産 (J)	3,520	3,596	3,837	4,023	3,205	2,685	1,842	1,975	2,056	2,175
	うち一時借入金	負債 (K)	598	557	557	674	509	421	221	200	200	200
	うち未払金	負債 (L)	252	271	346	363	356	153	300	300	300	300
	繰越利益剰余金 (M)	うち一時借入金	191	216	262	278	282	54	200	200	200	200
	繰越利益剰余金 (N)	繰越利益剰余金 (M)										
	繰越利益剰余金 (O)	繰越利益剰余金 (N)										
	繰越利益剰余金 (P)	繰越利益剰余金 (O)										
	繰越利益剰余金 (Q)	繰越利益剰余金 (P)										
繰越利益剰余金比率 (I)/(M) × 100	繰越利益剰余金比率 (R)	繰越利益剰余金 (Q)	2,167	2,079	2,090	2,159	2,014	2,109	2,093	2,083	2,073	2,063
	繰越利益剰余金比率 (S)	繰越利益剰余金 (R)										
	繰越利益剰余金比率 (T)	繰越利益剰余金 (S)										
	繰越利益剰余金比率 (U)	繰越利益剰余金 (T)										
	繰越利益剰余金比率 (V)	繰越利益剰余金 (U)										
	繰越利益剰余金比率 (W)	繰越利益剰余金 (V)										
	繰越利益剰余金比率 (X)	繰越利益剰余金 (W)										
	繰越利益剰余金比率 (Y)	繰越利益剰余金 (X)										
	繰越利益剰余金比率 (Z)	繰越利益剰余金 (Y)										
	繰越利益剰余金比率 (AA)	繰越利益剰余金 (Z)										
繰越利益剰余金比率 (I)/(M) × 100	繰越利益剰余金比率 (AB)	繰越利益剰余金 (AA)										
	繰越利益剰余金比率 (AC)	繰越利益剰余金 (AB)										
	繰越利益剰余金比率 (AD)	繰越利益剰余金 (AC)										
	繰越利益剰余金比率 (AE)	繰越利益剰余金 (AD)										
	繰越利益剰余金比率 (AF)	繰越利益剰余金 (AE)										
	繰越利益剰余金比率 (AG)	繰越利益剰余金 (AF)										
	繰越利益剰余金比率 (AH)	繰越利益剰余金 (AG)										
	繰越利益剰余金比率 (AI)	繰越利益剰余金 (AH)										
	繰越利益剰余金比率 (AJ)	繰越利益剰余金 (AI)										
	繰越利益剰余金比率 (AK)	繰越利益剰余金 (AJ)										

(単位: 百万円, %)

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成19年度 (計画前5年度) (決算)		平成20年度 (計画前4年度) (決算)		平成21年度 (計画前3年度) (決算)		平成22年度 (計画前々年度) (決算)		平成23年度 (計画前年度) (決算見込)		平成24年度 (計画初年度)		平成25年度 (計画第2年度)		平成26年度 (計画第3年度)		平成27年度 (計画第4年度)		平成28年度 (計画第5年度)	
		(単位:百万円)																			
資本的収入	1. 企業標準化	938	493	316	227	165	457	291	478	184	197										
	2. 他会計出賃金	76	61	64	65	60	61	51	54	63	71										
	3. 他会計補助金	1	1	1	1	1	1	1	1												
	4. 他会計負担金																				
	5. 他会計借入金																				
	6. 国(都道府県)補助金	29	23	35	95	53	25	26	24	3											
	7. 固定資産売却代金	10	5	8	2	20	12	2	2	2											
	8. 工事負担金	21	27	48	145	67															
	9. その他	1,075	610	472	535	366	556	371	559	252	270										
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当																				
	純計 (A)-(B) (C)	1,075	610	472	535	366	556	371	559	252	270										
	1. 建設改良費	690	658	676	728	735	1,424	712	850	546	505										
	うち職員給与費																				
	2. 企業債償還金	1,215	886	698	759	921	1,171	592	616	648	672										
	3. 他会計長期借入返還金																				
	4. 他会計への支出金																				
	5. その他	1	1	1	1	1	14	1	1	1	1										
	純計 (D)-(E) (F)	1,906	1,545	1,375	1,488	1,657	2,609	1,305	1,467	1,195	1,178										
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1. 損益勘定留保資金	831	935	903	953	1,291	2,053	934	908	943	908										
	2. 利益剰余金処分額	798	904	871	930	1,023	1,293	900	867	917	884										
	3. 繰越工事資金																				
	4. その他	33	31	32	23	268	760	34	41	26	24										
	純計 (E)-(F) (G)	831	935	903	953	1,291	2,053	934	908	943	908										
	填補財源不足額																				
	他会計借入金現在高																				
	企業債現在高 (H)	13,584	13,191	12,810	12,278	11,521	10,807	10,506	10,368	9,904	9,429										

(2) 他会計繰入金

区分	年度	平成19年度 (計画前5年度)										平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
		(決算)															
収益的収入	うち基準内繰入金	42	32	28	29	29	29	28	28	27	27	28	28	28	28	30	29
	うち基準外繰入金	42	32	28	29	29	29	28	28	27	27	27	27	27	27	27	29
	うち基準内繰入金	77	62	65	66	66	61	62	61	52	55	55	55	55	55	63	71
資本的収入	うち基準外繰入金	76	61	64	65	65	60	61	60	51	54	54	54	54	58	58	58
	うち基準内繰入金	119	94	93	95	95	90	92	80	83	91	101	90	83	91	91	101
	合計	119	94	93	95	95	90	92	80	83	91	101	90	83	91	91	101

(単位:百万円)

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前2年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	100.3	98.9	102.1	105.5	97.5	98.2	100.0	99.5	98.6	99.0
資本費 (円又は%)	83.14	82.68	83.34	80.26	85.98	83.37	82.13	82.86	83.96	84.13
総収支比率(法適用)	104.0	102.5	106.1	109.0	101.4	101.5	102.9	102.3	101.4	101.8
経常収支比率(法適用)	104.4	103.0	106.2	109.0	101.4	102.1	103.4	102.8	101.9	102.3
営業収支比率(法適用)	124.8	120.2	123.2	125.7	115.3	114.2	114.0	112.9	111.6	111.7
累積欠損金比率(法適用)										
収益的収支比率(法非適用)										
繰入										
うち基準内繰入金	1.9	1.5	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4
うち基準外繰入金	1.9	1.5	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4
資本的	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち基準内繰入金	7.2	10.2	13.8	12.3	16.7	11.2	14.0	9.8	25.0	26.3
うち基準外繰入金	7.1	10.0	13.6	12.1	16.4	11.0	13.7	9.7	23.0	21.5
比率	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	2.0	4.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
- ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※／汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水人口の減少等により料金収入も減少する見通し。なお、平成23年度料金統一による料金の改定を反映した。 20年後に2万人の人口減少見込み(1年に1千人の減少) 市民1人が1ヶ月に使用する水道量約10m ³ (900円) 900円/月×12ヶ月=10,800円 10,800円×1,000人=10,000千円(1年間に減少する水道料金)
2 他会計繰入金の見込み	繰上償還による既往分元利償還金を減額して再計算した。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるよう記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	II の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	水道事業では職員定員適正化計画(改訂版)において、平成27年度まで職員数を23人で維持するよう設定している。なお、平成24年4月に水道事務所の統廃合を行い職員数を20人に削減した。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	国家公務員の給与構造改革に準じた給与構造の見直し(給料表の改定や管理職手当の定額化等)を平成19年4月に実施した。以降も国の人事院勧告に合わせて給与改定を行い、引き続き適正な給与水準の維持に努めている。 また、その他の各種手当については人事院勧告や近隣市町村の状況をみながら必要に応じて見直しを行っている。(日光市全体での取組み状況、水道事業もこれらに準じて行っている。)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	職員数削減のため平成18年度から平成20年度まで「日光市職員の早期退職特例制度」を設けて退職者を募り、3年間で78人の職員が早期退職した。同制度は平成21年度に廃止した。 (日光市全体での取組み状況、水道事業もこれらに準じて行っている。)
◇ 福利厚生事業のあり方	①	健康保険の事業主負担については栃木県市町村職員共済組合の規約に基づき適正な額を負担している。
○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組		
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①	施設維持管理や料金賦課徴収、検針業務を民間委託にすることで業務の効率化、合理化を図っている。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	合併前の旧市町村の区域ごとに異なる料金体系のままであつたため、平成23年4月に料金体系の統一を図った。悪質滞納者に対する給水停止措置を行い料金徴収の強化を図る。また、平成23年度より収税課内に収納対策室を設置し、税外債権についても全庁的な対策を講じている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		予算の執行状況や決算、企業債残高等について広報で公表している。
○ 行政評価の導入		行政評価の導入により、事業の目的と効果を検証し、事業の方向性を検討するとともに、業務改善に活用することで経営の効率化を図る。
4 その他	③	平成23年度末での企業債残高は11,521百万円と県内各市(宇都宮市を除く)の状況と比較して多額である。建設改良事業について内部留保資金等で対応することにより支払利息を削減し経常費用を抑え、経営の安定を図る。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課 題		取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し		(IV-1定員管理) 水道事業として、職員適正化計画に基づき、平成27年度まで職員数を23人で維持することとしている。 平成24年4月1日現在 20人 H19 浄水場運転業務の民間委託全市へ拡大 H20 料金徴収業務の民間委託全市へ拡大 H21 足尾・栗山水道事務所を日光・藤原水道事務所へ統合 H24 日光足尾・藤原栗山水道事務所を本庁へ統合 H24
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等		(IV-2) 合併前の旧市町村の区域ごとに異なる料金を平成23年4月使用分から市内全域統一料金とした。 1.3%増 +25,000千円(新料金と旧料金を同水量で比較(H21決算有収水量)) 滞納者に対し2ヶ月の未納で給水停止の措置を行っている。 現年度分徴収率 H19 93.5%、H20 94.2%、H21 96.4%、H22 96.6%、H23 96.5%
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等		基準外繰出しについては、交付先が一般会計となる県補助金のうち水道に係る事業についての補助分を対象としている。 また、過疎債も元利償還金に対する交付税措置見合いの金額を対象としている。
4 その他		(IV-4) 建設改良事業に内部留保資金、建設改良積立金を充当することにより企業債の発行を抑え、支払利息(経常費用)を削減し経営の安定を図る。 上下水道事業は継続的な事業にのみ企業債を発行し、充当率を通常100%のところ70%に抑えていく。また、平成23、24年度にそれぞれ建設改良積立金取崩し1億円を予定する。平成24年度発行額2億8千万円、平成25年度発行額2億6千万円、平成26年度発行額それぞれ1億円の削減を見込む。 簡易水道事業については、過疎債との併用を行い地方交付税措置を見込んでいく。 30年償還うち5年償還 利率1.5%で算出 企業債発行抑制額 H24 276,500千円 H25 100,000千円 H26 100,000千円 支払利息削減額 H24 76,582千円 H25 27,697千円 H26 27,697千円 平成24年度 小倉山配水池整備事業 平成25年度 鬼怒川浄水場改修事業 平成26年度 鬼怒川浄水場改修事業 事業費 255,000千円 事業費 210,000千円 事業費 362,500千円 企業債 78,500千円 企業債 147,000千円 企業債 253,700千円 (充当率70%) 建設改良積立金 100,000千円 内部留保資金 63,000千円 内部留保資金 108,750千円 内部留保資金 76,500千円 (企業債圧縮額 63,000千円) (企業債圧縮額 100,000千円) (企業債圧縮額 176,500千円) 平成24年度 上下水道配水管布設事業 平成25年度 上下水道配水管布設事業 事業費 100,000千円 事業費 37,000千円 内部留保資金 100,000千円 内部留保資金 37,000千円 (企業債圧縮額 100,000千円) (企業債圧縮額 37,000千円)

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つつき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位: 百万円、%)

区分	課題	目標又は実績 (当初計画前年度)	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画前年度)	平成21年度 (当初計画前年度)	平成22年度 (当初計画前年度)	平成23年度 (当初計画前年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画前年度)	平成25年度 (延長計画前年度)	平成26年度 (延長計画前年度)	平成27年度 (延長計画前年度)	平成28年度 (延長計画前年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値													
	延長計画の目標値														
	企業債現在 高		13,861	13,668	13,727	13,529	13,173	12,807							
			13,861	13,564	13,191	12,810	12,278	11,521		10,807	10,506	10,468	9,904	9,479	
	延長計画の目標値														
【収入の確保】															
2	料金改定率							料金増+1%							
	改定効果額 (増収の増正)						72	65	214						
	未収金の徴収対策														
	改定効果額		8	8	6	5			32						
	一般会計負担金の額														
	改定効果額 (有効活用)														
	資産の有効活用														
	改定効果額 (収入増額)														
	その他 ()														
	改定効果額														
【経費の削減】															
1	職員給与費 (退職手当以外)		223	223	223	223									
	改定効果額		11	11	11	11			55						
	給与水準														
	改定効果額														
	その他 (未行への事務の集約化等 による職員の削減)														
	改定効果額														
	改定効果額 (減収)														
	維持管理費等														
	工事コスト														
	改定効果額 (減収)														
	改定効果額 (減収)														
	その他 ()														
	改定効果額														
当初計画に計上した地質に生ずる改定効果額										当初計画改定効果額 合計					
										301					

【収入の確保】															
	料金改定率														
	改定効果額 (増収の増正)														
	未収金の徴収対策														
	改定効果額														
	一般会計負担金の額														
	改定効果額 (有効活用)														
	資産の有効活用														
	改定効果額 (収入増額)														
	その他 ()														
	改定効果額														
【経費の削減】															
	職員給与費 (退職手当以外)														
	改定効果額														
	給与水準														
	改定効果額														
	その他 ()														
	改定効果額														
	維持管理費等														
	工事コスト														
	改定効果額 (減収)														
	改定効果額 (減収)														
4	改定効果額 (減収)														
	その他 ()														
	改定効果額														
延長計画に計上した地質に生ずる改定効果額										当初計画改定効果額 合計					
										250					

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と加組及び自備の「課題」欄の番号を記入すること。
 2 「延長計画」欄に計上した地質に生ずる改定効果額欄には、「当初計画」に計上した地質に生ずる改定効果額欄を転記すること。
 3 「普通会計における改定効果額のうち水道事業会計に加入する額」は、当該会計における普通会計に加入する額「B」欄については、当該会計に加入する普通会計に加入する額「A+B」欄に記入すること（ただし、加算できる改定効果額は、普通会計に加入する普通会計に加入する額に限定される。）。

延長計画改定効果額 合計	A	133
普通会計における改定効果額のうち水道事業会計に加入する額	B	133
A+B		133
＜参考＞延長計画改定効果額 (旧資金運用部資金)		127

(1) 水道事業【延長計画決定団体】（つづき）
② 経営状況

	平成18年度 (決算)	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画前年度) (決算)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	92	91	90	89	89	88	87	86	85	84	
年間給水取水量 (千m ³)	15,442	15,258	14,591	14,289	14,770	13,678	14,100	14,000	13,900	13,800	
公称施設能力 (m ³ /日)	106,576	106,576	106,576	106,576	106,576	106,576	106,576	106,576	106,576	106,576	
1日最大給水量 (m ³ /日)	70,969	67,863	68,924	67,419	67,500	71,636	70,000	70,000	70,000	70,000	
最大稼働率 (%)	66.6	63.7	64.7	63.3	63.3	67.2	63.0	63.0	63.0	63.0	
供給単価 (円/m ³)	136.5	136.5	137.1	140.9	141.7	142.3	144.2	144.5	144.8	145.1	
給水原価 (円/m ³)	134.5	138.8	140.8	140.0	136.3	147.9	146.0	147.2	148.8	148.7	

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

当市の給水圏は全国で3番目に広く、栃木県の約4分の1を占めています。また、地形は標高200m程度の平坦地域から2,000mを超える山岳地域まで大きな起伏があります。また、施設の維持管理につきましては、黒山地域の4箇所の簡易水道事業を平成27年度を目途に統合、足尾地域の3箇所の簡易水道事業を平成28年度に統合の予定です。このような状況の中、平成26年4月を目途に全ての水道事業を統合し一本化を行う方針です。